

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第41号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（放射線取扱手当）</p> <p>第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合（月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法により認められた場合に限る。）に支給する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（放射線取扱手当）</p> <p>第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合（月の初日から末日までの間に外部放射線を被曝し、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法により認められた場合に限る。）に支給する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） 産業技術センターに勤務する職員がエックス線その他の放射線を金属に対して照射する作業に従事したとき。</u></p> <p>2 略</p>
<p>（爆発物検査手当）</p> <p>第14条 爆発物検査手当は、職員が大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>高圧ガス保安法</u>（昭和26年法律第204号）の規定に基づく立入検査の業務</p> <p>（3） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（爆発物検査手当）</p> <p>第14条 爆発物検査手当は、職員が大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>高圧ガス取締法</u>（昭和26年法律第204号）の規定に基づく立入検査の業務</p> <p>（3） 略</p> <p>2 略</p>
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合に</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業</p>

において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)~(8) 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務次に掲げる業務に従事した時間(人事委員会規則で定める時間に限る。)区分に応じ、それぞれに定める額

ア 1時間以上2時間未満 1時間につき600円

イ 2時間以上3時間未満 1時間につき1,200円

ウ 3時間以上4時間未満 1時間につき1,800円

エ 4時間以上5時間未満 1時間につき2,400円

オ 5時間以上6時間未満 1時間につき3,000円

カ 6時間以上 1時間につき3,600円

(4)及び(5) 略

3 前項の規定にかかわらず、被害が特に甚大な非常災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害をいう。)の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合における第1項第1号アの業務に係る同項の手当の額は、前項第1号に定める額に3,200円を加算した額とする。

(災害応急作業等手当)

第24条 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)~(4) 略

(5) 前項第3号ウの業務 職員が業務に従事した時間1時間につき600円

3 略

務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)~(8) 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務に従事した時間(人事委員会規則で定める時間に限る。)1時間につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1時間以上2時間未満 600円

イ 2時間以上3時間未満 1,200円

ウ 3時間以上4時間未満 1,800円

エ 4時間以上5時間未満 2,400円

オ 5時間以上6時間未満 3,000円

カ 6時間以上 3,600円

(4)及び(5) 略

3 前項の規定にかかわらず、被害が特に甚大な非常災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害をいう。)の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合における第1項第1号アの手当の額は、前項第1号に定める額に3,200円を加算した額とする。

(災害応急作業等手当)

第24条 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)~(4) 略

(5) 前項第3号ウの業務 職員が業務に従事した時間1時間につき300円

3 略

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。